



2010年度 5月実施
金融窓口サービス技能検定・学科試験

2級 金融商品コンサルティング業務

実施日 2010年5月23日(日)

試験時間 10:00~12:00(120分)

注意

1. 受検すべき試験の問題用紙と解答用紙が配付されているかどうかをご確認のうえ、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください(「問題用紙左上部の試験名の略称」と「解答用紙左上部の試験名の略称」の一致により確認できます)。
2. 本試験の問題は、テラー業務との共通編と選択科目編(金融商品コンサルティング業務)から構成され、問題数は共通編20問(×式10問,三択一式10問)と選択科目編30問(三択一式15問,語群選択式(四肢)15問)の計50問です。
3. 筆記用具,計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については,特に指示のない限り,2009年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は,乱丁・落丁,印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは,すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他,試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には,試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後,試験監督者が解答用紙を回収しますので,着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は5月23日(日)午後5時30分以降,当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/telar/list/telar/answer>)

6月30日(予定)に受検者全員に合否通知書を発送するほか,当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

共 通 編

問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。

- ・ 金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法

【第1問】 次の各文章(1)から(10)まで)を読んで、正しいものまたは適切なものには を、誤っているものまたは不適切なものには を、解答用紙にマークしなさい。

〔10問〕

- (1) 民営化後のかんぽ生命保険の保険商品は、原則として、加入にあたり医師の診査が不要であり、職業による制限もなく、保険金額に加入限度額が設けられているなどの特徴があり、生命保険契約者保護機構による保護の対象となっている。
- (2) 預金保険制度とは、金融機関が破綻した場合に、一定額の預金等を保護することを目的とする制度である。保護の対象となる預金等には、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託、金融債(保護預り専用商品に限る)等も含まれる。
- (3) 不動産投資信託(J-REIT)は、投資法人が投資家から集めた資金を不動産等に投資し、賃貸収入や売却益等を配当として投資家に分配する仕組みの会社型投資信託である。
- (4) ファンド・オブ・ファンズは、他の複数の投資信託に投資する投資信託であり、異なる運用手法への分散が図れるメリットがある。また、ファンド・オブ・ファンズ自体には、信託報酬がかからないというメリットがある。
- (5) 債券は、クーポンが支払われる利付債と、クーポンが支払われない割引債に分類できる。割引債は、クーポンの支払がない代わりに発行時に額面よりも低い価格で発行されるが、利付債は、クーポンの支払があるため、額面よりも低い価格で発行されることはない。
- (6) 一般に、市場金利が上昇すると債券価格は下落するが、クーポンレートが高ければ高いほど、また、償還までの期間が長ければ長いほど市場金利の変動の影響を受け、債券価格が大きく変動する。
- (7) 一時払終身保険は、契約時に保険料を一時払いすることにより、死亡・高度障害保障が一生続く生命保険商品である。
- (8) 養老保険は、万一のときの保障と貯蓄を兼ね備えた保険であり、死亡時または満期時に同額の保険金が支払われる。保険期間の設定は10年、20年などの年単位のみであり、一般に、60歳満期、70歳満期などの年齢単位の設定はできない。
- (9) 住宅物件を対象とする火災保険としては、普通火災保険と住宅火災保険があり、一般に、普通火災保険は住宅火災保険よりも補償の範囲が広い。

- (10) 金融商品販売法は、非対面取引における重要事項の説明義務について、対面取引とは異なる規制を置いている。

【第2問】 次の各問(11)から(20)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。 [10問]

(11) 金融機関における未成年者との取引に係る留意点について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 一般に、未成年者であっても、すでに就職している場合は成人として扱われるため、すべての取引が可能である。
2. 一般に、未成年者であっても、保有する金融資産が1億円を超えていれば、親の同意を得ることなく、すべての取引を行うことができる。
3. 一般に、未成年者であっても、結婚していれば成人として扱われるため、投資信託を直接販売することも可能である。

(12) 公社債投資信託について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 公社債投資信託には、外国債券を組み入れるファンドも存在する。
2. 公社債投資信託には、国債や社債、転換社債のほか、一定限度の範囲内で株式を組み入れることができるものもある。
3. 実際に株式を組み入れていない投資信託は、すべて公社債投資信託である。

(13) 投資信託の単位型と追加型について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 当初募集期間終了後の追加設定を認めないのが単位型であり、すべての単位型投資信託は、償還まで換金することができない仕組みとなっている。
2. 当初募集期間終了後も追加設定が可能な投資信託を追加型といい、現在、日本では単位型よりも追加型のほうが多い。
3. 投資信託の単位型も追加型もオープン・エンド型は少なく、クローズド・エンド型が一般的である。

(14) 国内債券に投資する投資信託の特徴について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 国内の円建ての債券に投資する投資信託は、為替変動リスクは生じない。
2. 国内の社債のみに投資する投資信託では、一般に、国内の公共債のみに投資する投資信託よりも高いリターンが期待できる。
3. 国内債券に投資する投資信託のうち、一般に、残存期間が長い債券に投資する投資信託のほうが、残存期間が短い債券に投資する投資信託よりも、リターンおよびリスクの変動幅は小さくなる。

(15) 株式取引の留意点について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 株式ミニ投資は、通常の株式取引の10分の1の売買単位で取引できるが、売買注文の方法は指値注文のみである。
2. 上場株式を証券取引所の普通取引で売買したときの受渡しや決済は、原則として売買成立の日の翌日から起算して4営業日目に行われる。
3. 株式売買においては、指値注文より成行注文が優先されるが、成行注文は、株価を指定しないため、思わぬ安値や高値での売買が成立することもある。

(16) 定額個人年金保険の仕組みについて、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 保険料を全期前納払いで、生命保険料控除の適用対象となる定額個人年金保険に加入した場合、所得税法上、生命保険料控除の適用を受けることができるのは加入した年に限られる。
2. 定額個人年金保険は、一般に、年金支払開始後において年金管理のための手数料がかかる。
3. 定額個人年金保険は、被保険者が保険料払込（据置）期間において死亡した場合、死亡給付金が支払われ、契約が消滅する。

(17) 生命保険の販売に係る資格試験について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 変額保険販売資格試験に合格し、変額保険販売資格者として社団法人生命保険協会に登録した者のみが変額個人年金保険を販売することができる。
2. 生命保険募集人としての登録がなされ、かつ専門課程試験に合格していることが変額保険販売資格取得の条件となっている。
3. 専門課程試験に合格した生命保険募集人はライフ・コンサルタントに認定されるが、その募集人が退職後に再度生命保険募集人になった場合、ライフ・コンサルタントの称号を取得するためには、再度、専門課程試験に合格することが必ず必要となる。

(18) 地震保険の仕組みについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 地震保険は、火災保険に付帯して加入する損害保険であるが、単独でも契約することが可能である。
2. 地震保険の保険金の支払割合は、損害の大きさによって異なり、全損、半損に至らない一部損に該当する場合、保険金額の10%の保険金が支払われる。
3. 地震保険の保険料は、建物の構造および所在地によって決まるが、建物の耐震性能によって保険料が割引される制度がある。

- (19) 金融商品販売法に定める勧誘方針の策定について、次のうち最も不適切なものはどれか。
1. 金融商品販売業者等は、原則として、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、勧誘方針を定めなければならない。
 2. 金融商品販売業者等が、勧誘方針を変更したときには、政令で定める方法により、速やかにこれを公表しなければならない。
 3. 金融商品販売法により策定・公表が義務付けられる勧誘方針と、金融商品販売業者等が策定する勧誘に関する社内規則は、必ずしも整合性を保つ必要はない。
- (20) 金融商品販売法上、金融商品販売業者等が、顧客（特定顧客を除く）に投資信託を販売する際に説明すべき重要事項に該当しないものは、次のうちどれか。
1. 組入証券の価格変動により元本欠損を生じる可能性がある旨
 2. 組入証券の発行者の信用状況の変化により元本欠損が生じる可能性がある旨
 3. 投資信託委託会社が破綻すれば元本欠損を生じる可能性がある旨

金融商品コンサルティング業務編

1. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
 - ・金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法
2. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第3問】 次の各問(21)から(35)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(21) X金融機関の資産運用相談担当者Aが、定年退職を控えた顧客Bに対して、コンサルティング業務を適切に行ううえで必要となる顧客ニーズの把握(情報収集)と提案について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. Aは、Bが退職時において住宅ローン残高を有している場合は、Bの退職後の収入や保有資産の多寡等にかかわらず、当該住宅ローンを一括して繰上返済するよう提案すべきである。
2. Aが、Bの定年退職後の年金についての相談を受けるにあたっては、Bの退職金や年金受給額のみならず、Bが退職後も働く予定であるかどうかについても考慮すべきである。
3. Aが、Bの定年退職後の健康保険についての相談を受けるにあたっては、Bが在職中に加入していた健康保険の任意継続被保険者となるのか、あるいは国民健康保険に加入するのかもしれないか、あるいはBの家族の健康保険の被扶養者になるのか等について、Bの意思を確認するとともに、いずれがBにとって適切かを検討する必要がある。

(22) 株価指標について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 日経平均株価は、東京証券取引所市場第一部上場銘柄から、流動性や業種間のバランス等を考慮して225銘柄を選び、株式分割など市況変動以外の要因を除去し、指標としての連続性を持たせるように計算されたものである。
2. 東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とし、基準時(1968年1月4日)の時価総額を100ポイントとして、現在の時価総額がどの程度増減したかを指数化したものである。
3. NT倍率とは、東証株価指数(TOPIX)を日経平均株価で除したものであり、どのような銘柄が買われているか(あるいは売られているか)という判断材料として用いられる。

(23) 債券のリスクについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 海外の企業や政府が発行したサムライ債は、そのすべてに為替変動リスクやカントリーリスクがある。
2. 一般に、リバース・デュアルカレンシー債のほうがデュアルカレンシー債よりも為替変動リスクが大きいとされている。
3. デュレーションは、債券投資における投資資金の平均回収期間を示す指標であるが、一般にデュレーションが大きいほど金利変動リスクが大きいとされている。

(24) 金融商品販売法における「金融商品の販売」に該当しないものは、次のうちどれか。

1. 金地金の販売に係る契約の締結
2. 国債の販売に係る契約の締結
3. 定期預金契約の締結

(25) X金融機関の資産運用相談担当者Yが、顧客（一般投資家）に対して金融商品の勧誘を行う場合において、金融商品取引法が規定する「断定的判断の提供等の禁止」に該当する可能性が最も低いものは、次のうちどれか。

1. Yは、個人顧客Aに、某アナリストの記事を紹介したうえで、「某アナリストは株価が下がると言っていますが、私の個人的見解では、1年後には株価は上昇するのではないかと考えています」と言って、株式投資信託を勧誘し、Aは当該株式投資信託を購入した。その1年後、当該株式投資信託の基準価額が下落したことから、結果として、Aは損失を被った（某アナリストの記事は事実であるとする）。
2. Yは、個人顧客Bに、外貨建て債券を勧誘する際に、「今後間違いなく円安になります」と言って外貨建て債券の購入を勧誘し、Bは外貨建て債券を購入した。その半年後、実際に円安となったことから、結果として、Bは利益を得た。
3. Yは、個人顧客Cに、「1年後には株価は確実に上昇します」と言って、株式投資信託を勧誘したが、結果として、Cは当該株式投資信託を購入しなかった。

(26) 金融商品取引業者等が顧客（一般投資家）と金融商品取引契約の締結を行う場合の契約締結時交付書面の交付義務の免除について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等は、当該金融商品取引契約が、すでに成立している金融商品取引契約の一部の変更をすることを内容とする契約である場合においても、常に契約締結時交付書面の交付を省略することはできない。
2. 金融商品取引業者等は、当該金融商品取引契約が、すでに成立した店頭デリバティブ取引契約であり、契約するごとに当該取引の条件を記載した契約書を交付する場合においても、契約締結時交付書面の交付を省略することはできない。
3. 金融商品取引業者等は、当該金融商品取引契約が投資一任契約である場合においては、書面または情報通信を利用する方法により、当該顧客からあらかじめ契約締結時交付書面の交付を要しない旨の承諾を得るなどの一定の要件を満たしていなければ、契約締結時交付書面の交付を省略することはできない。

(27) 金融商品取引法が規定する特定投資家と一般投資家について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 一般投資家へ移行することが可能な特定投資家には、適格機関投資家も含まれる。
2. 一般投資家へ移行することが可能な特定投資家が一般投資家に移行する場合は、有価証券取引契約における国債についてのみ自己を一般投資家として扱ってほしい旨を申し出ることはできない。
3. 金融商品取引業者等は、特定投資家に移行することが可能な一般投資家に対して、自己を特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる旨を告知する義務はない。

(28) 保険業法における金融商品取引法の準用について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 保険業は、金融商品取引法の規制対象となる金融商品取引業には含まれていない。
2. 銀行等が生命保険募集人となる特定保険契約の締結については、金融商品取引法の特定投資家制度に関する規定は準用されない。
3. 銀行等が生命保険募集人となる外貨建て保険契約の締結については、金融商品取引法の契約締結前交付書面に関する交付義務の規定が準用される。

(29) X金融機関が、顧客に対して、金融商品の勧誘を行う場合において、金融商品取引法が規定する「虚偽告知の禁止」に該当する可能性が最も低いものは、次のうちどれか。

1. X金融機関は、個人顧客Aに対して、デリバティブ預金を勧誘する際に、「当該預金は、元本割れのリスクを有していますが、高額の利回りも見込めます」と告げて勧誘を行った。
2. X金融機関は、個人顧客Bに対して、MMFを勧誘する際に、「当該MMFは、元本欠損が生ずるおそれはありません」と告げて勧誘を行った。
3. X金融機関は、個人顧客Cに対して、株式投資信託を勧誘する際に、「この投資信託は、元本の利回りが保証されています」と告げたところ、実際に配布したパンフレットには、元本割れのリスクがある旨の記載があったことから、結果として、Cは当該株式投資信託を購入しなかった。

(30) 金融商品取引法上の契約締結前交付書面の記載事項について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 契約締結前交付書面には、当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨を記載しなければならない。
2. 契約締結前交付書面を作成するにあたっては、文字および数字の大きさなど、当該契約締結前交付書面の体裁についての制限はない。
3. 契約締結前交付書面には、当該金融商品取引契約に関する租税の概要について、記載する必要はない。

- (31) 金融商品取引法におけるクーリング・オフについて、次のうち最も適切なものはどれか。
1. 投資顧問契約を締結した顧客は、金融商品取引業者等から契約締結時交付書面を受領した日から起算して20日間が経過するまでの期間であれば、所定の要件を満たすことにより、当該契約を解除することができる。
 2. 外貨預金等の特定預金等契約は、クーリング・オフ規定の適用対象とはならない。
 3. 顧客が金融商品取引契約をクーリング・オフによって解除した場合は、当該契約解除に伴う金融商品取引業者等による損害賠償または違約金の請求に係る金額の制限はない。
- (32) 金融商品取引法と金融商品販売法等の適用関係について、次のうち最も適切なものはどれか。
1. 金融商品販売法の対象となっている金融商品の販売行為については、金融商品取引法が適用されることはあっても、消費者契約法が適用されることはない。
 2. 金融商品取引法と金融商品販売法は、ともに業者の顧客に対する損害賠償責任を規定している。
 3. 金融商品販売法による損害賠償請求が可能な場合であっても、民法の適用は排除されず、顧客は民法による損害賠償請求権も行使することができる。
- (33) 金融商品取引法で規定する「勧誘受諾意思確認義務」および「再勧誘の禁止」について、次のうち最も不適切なものはどれか。
1. 金融先物取引の勧誘を行うにあたって、顧客から事前に当該金融先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認しなかった場合は、顧客が以後の勧誘を拒絶する意思表示を行わずに勧誘を受け続けた場合であっても、勧誘受諾意思確認義務違反となる。
 2. 金融先物取引の勧誘を受けた顧客が「これ以上の勧誘は不要です」と言って、勧誘を引き続き受けたいことを希望しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続した場合は、再勧誘の禁止に該当する。
 3. 大口の預金取引先を訪問した際に、事前に投資信託の勧誘を受ける意思の有無を確認せずに、「投資信託はいかがでしょう」と勧誘した場合には、勧誘受諾意思確認義務違反となる。

(34) 金融商品取引法において規定する金融商品取引業者等の広告等の規制について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等が、多数の顧客（一般投資家）に対して、金融商品の勧誘を目的として、ダイレクトメールを送付する場合は、当該ダイレクトメールにおいて、当該金融商品に元本欠損が生ずるおそれがある旨およびその理由等について表示する必要はない。
2. 金融商品取引業者等が、多数の顧客（一般投資家）に対して、金融商品の勧誘を目的として、勧誘資料をファクシミリで送信する行為は、広告等の規制の対象外である。
3. 金融商品取引業者等が、多数の顧客（一般投資家）に対して、金融商品の勧誘を目的として、財務省作成の個人向け国債のリーフレットを配布する行為は、広告等の規制の対象となる。

(35) 金融商品販売法上、金融商品販売業者等が、顧客（特定顧客を除く）に対して、金融商品を販売する際の重要事項の説明義務について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品販売業者等は、顧客から、当該金融商品について、重要事項の説明は不要である旨を告げられた場合であっても、当該重要事項の説明を省略することはできない。
2. 金融商品販売業者等は、顧客に対して、当該金融商品に係る重要事項を記載した書面の交付さえ行っていれば、重要事項の説明義務違反に該当することはない。
3. 金融商品販売業者等は、過去に同一の金融商品を購入した顧客であっても、再度、当該顧客に対して同一の金融商品を販売する際には、重要事項の説明を行う必要がある。

【第4問】 次の各文章(36)から(50)までの()内に入るべき最も適切な文章、語句、数字またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(36) いわゆる(ア)運用とは、ベンチマークである日経平均株価や東証株価指数(TOPIX)など特定の指数を上回るように、ベンチマークとは異なる投資対象や組入比率を選択して運用する運用手法をいう。これに対して、ベンチマークの変動に忠実に連動する運用成果を目指す運用手法を(イ)運用という。(ア)運用のうち、(ウ)運用は、今後予想される財務内容の改善等が株価に適正に反映されておらず、相対的に割安となっている銘柄に投資する手法であり、(エ)運用は、企業の成長性を重視して、利益の成長性が市場平均より高い銘柄を選択して投資する手法である。

- | | | | |
|-----------|--------|-------|-------|
| 1. アパッシブ | イアクティブ | ウバリュー | エグロース |
| 2. アアクティブ | イパッシブ | ウバリュー | エグロース |
| 3. アパッシブ | イアクティブ | ウグロース | エバリュー |
| 4. アアクティブ | イパッシブ | ウグロース | エバリュー |

(37) 定額個人年金保険は、あらかじめ定められた予定利率により(ア)で運用が行われるため、価格変動リスクはないが(イ)が存在する。なお、定額個人年金保険には(ウ)も存在するが、生命保険会社が経営破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により、高予定利率契約を除き、責任準備金等の90%までが補償される。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. ア一般勘定 | イインフレリスク | ウ信用リスク |
| 2. ア一般勘定 | イ信用リスク | ウ為替変動リスク |
| 3. ア特別勘定 | イインフレリスク | ウ信用リスク |
| 4. ア特別勘定 | イ信用リスク | ウ為替変動リスク |

(38) 会社の規模や事業内容がほとんど同じであるA社，B社の財務指標等は，以下の表のようになっている。なお，A社，B社ともに，自己資本，発行済株式数および株価は，それぞれ前期，当期で同一であることを前提とする。

[表] 財務指標等

| | A社 | B社 |
|-----------|-----------|-----------|
| 前期実績当期純利益 | 1,000百万円 | 1,000百万円 |
| 当期予想当期純利益 | 2,000百万円 | 1,200百万円 |
| 自己資本 | 20,000百万円 | 10,000百万円 |
| 発行済株式数 | 50百万株 | 40百万株 |
| 株価 | 800円 | 750円 |

前期実績ベースでのP E Rでみた場合，A社のP E Rは(ア)であり，B社のP E Rは30倍であるため，B社の株価よりA社の株価のほうが(イ)である。当期予想ベースでのP E Rでみた場合，A社のP E Rは(ウ)であり，B社のP E Rは25倍であるため，B社の株価よりA社の株価のほうが(エ)である。

- 1 . ア20倍 イ割高 ウ30倍 エ割高
- 2 . ア20倍 イ割安 ウ20倍 エ割安
- 3 . ア40倍 イ割高 ウ20倍 エ割安
- 4 . ア40倍 イ割安 ウ30倍 エ割高

(39) 金融商品取引法は，金融商品取引業者等が広告等を行うに際して，金融商品取引業者等の商号，名称または氏名，金融商品取引業者等である旨および当該金融商品取引業者等の(ア)，当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業の内容に関する事項であって，顧客の判断に影響を及ぼすこととなる(イ)として政令で定めるものを表示しなければならず，併せて，金融商品取引行為を行うことによる利益の見込みその他内閣府令で定める事項について，(ウ)に相違する表示等をしてはならないと規定している。

- 1 . ア所在地 イいっさいの情報 ウ事実
- 2 . ア所在地 イ重要なもの ウ著しく事実
- 3 . ア登録番号 イ重要なもの ウ著しく事実
- 4 . ア登録番号 イいっさいの情報 ウ事実

(40) 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるときは、(ア), 内閣府令で定めるところにより、契約締結時交付書面を作成し、顧客へ交付しなければならない。契約締結時交付書面に記載すべき事項としては、当該金融商品取引業者等の商号、名称または氏名、当該金融商品取引業者等の営業所または事務所の名称、当該(イ)の概要、当該金融商品取引契約の成立日、(ウ)の氏名または名称等が定められている。

- | | | |
|-----------|---------------|-------|
| 1. ア遅滞なく | イ金融商品取引業者等の業務 | ウ仲介業者 |
| 2. アあらかじめ | イ金融商品取引業者等の業務 | ウ顧客 |
| 3. ア遅滞なく | イ金融商品取引契約 | ウ顧客 |
| 4. アあらかじめ | イ金融商品取引契約 | ウ仲介業者 |

(41) 銀行業については、銀行法において業規制が課されていること等から、金融商品取引法上の金融商品取引業には含まれていないが、(ア)預金を勧誘・販売する場合には、金融商品取引法と同等の行為規制を課することが適当とされ、(イ)について金融商品取引法の行為規制が準用されている。具体的には、(イ)については、銀行法の規定と重複しない範囲で、広告等の規制、(ウ), 損失補てん等の禁止といった金融商品取引法の行為規制が準用されている。

- | | | |
|------------|------------|-----------------|
| 1. ア投資性の強い | イ変動金利型預金契約 | ウ契約締結前交付書面の交付義務 |
| 2. ア投資性の強い | イ特定預金等契約 | ウ契約締結前交付書面の交付義務 |
| 3. ア高額な | イ特定預金等契約 | ウ断定的判断の提供等の禁止 |
| 4. ア高額な | イ変動金利型預金契約 | ウ断定的判断の提供等の禁止 |

(42) 特定投資家以外の法人、または(ア)以外の個人で金融商品取引法に定める要件を充足する者は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に関して自己を(イ)として取り扱うよう申し出ることができる。金融商品取引業者等が当該申出を承諾する場合には、あらかじめ(ウ)および申出者を(イ)として取り扱う期間の末日等を記載した書面により当該申出者の同意を得る必要がある。申出者が(エ)である場合には、金融商品取引業者等は、申出者が金融商品取引法に定める要件を充足する者であることを確認する必要がある。

- | | | | |
|-------------|----------|------|------------------|
| 1. ア適格機関投資家 | イ特定投資家 | ウ申出日 | エ資本金1,000万円未満の法人 |
| 2. ア適格機関投資家 | イ特定投資家 | ウ承諾日 | エ個人 |
| 3. ア特定投資家 | イ適格機関投資家 | ウ承諾日 | エ資本金1,000万円未満の法人 |
| 4. ア特定投資家 | イ適格機関投資家 | ウ申出日 | エ個人 |

(43) 金融商品取引法においては、集団投資スキームを包括的に（ ア ）とみなしている。

集団投資スキーム持分とは、民法に規定する組合契約、商法上の匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に基づく権利、有限責任事業組合契約に基づく権利等で、出資者が出資または拠出した金銭等を充てて行う事業（出資対象事業）から生ずる収益の配当または出資対象事業に係る財産の分配を受ける権利である。ただし、（ イ ）が出資対象事業に関与するものとして政令で定める場合における当該出資者の権利、出資者がその（ ウ ）を超えて収益の配当または出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利等は除かれている。

- | | | |
|-----------|-----------|------------------|
| 1. ア 有価証券 | イ 出資者の全員 | ウ 出資または拠出の額 |
| 2. ア 金融商品 | イ 出資者の全員 | ウ 出資または拠出の額の3分の1 |
| 3. ア 金融商品 | イ 出資者の過半数 | ウ 出資または拠出の額 |
| 4. ア 有価証券 | イ 出資者の過半数 | ウ 出資または拠出の額の3分の1 |

(44) 金融商品取引法上の外務員とは、金融商品取引業者等の役員または使用人で、（ ア ）のために一定の行為を行う者をいい、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わない。金融機関において、（ イ ）業務に従事する者は、原則として、外務員登録が必要である。なお、（ ウ ）の販売のみに従事する従業員は、外務員登録は不要である。

- | | | |
|----------------|-----------|----------|
| 1. ア 金融商品取引業者等 | イ バックオフィス | ウ 株式投資信託 |
| 2. ア 顧客 | イ 登録金融機関 | ウ 株式投資信託 |
| 3. ア 顧客 | イ バックオフィス | ウ 外貨建て預金 |
| 4. ア 金融商品取引業者等 | イ 登録金融機関 | ウ 外貨建て預金 |

(45) 事業者である金融機関が契約の締結について勧誘するに際し、消費者契約法が定める一定の行為を行った結果、消費者が誤認または（ ア ）し、それによって契約の申込みまたはその承諾の意思表示をした場合、消費者はこれを取り消すことができる。契約の申込みまたはその承諾の意思表示が取り消された場合は、（ イ ）契約が無効になる。誤認または（ ア ）による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗（ ウ ）。

- | | | |
|---------|----------|--------|
| 1. ア 困惑 | イ 取消時から | ウ できる |
| 2. ア 困惑 | イ 当初に遡って | ウ できない |
| 3. ア 錯誤 | イ 当初に遡って | ウ できる |
| 4. ア 錯誤 | イ 取消時から | ウ できない |

(46) 金融商品販売業者等の重要事項の説明義務違反に基づく損害賠償責任は、従前から、(ア)責任の一種として、判例上認められてきた。金融商品販売法は、この(ア)責任に関して、いくつかの特則を設けている。まず、金融商品販売法に基づく損害賠償責任については、金融商品販売業者等の故意・過失を必要としないことであり、また、当該金融商品の販売を担当した担当者個人の責任を(イ)、金融商品販売業者等が直接顧客に対して責任を負うこと、さらに、元本欠損額をもって、説明義務違反によって生じた顧客の損害額と(ウ)ていることである。

- | | | |
|----------|----------|------|
| 1. ア契約 | イ介することなく | ウみなし |
| 2. ア契約 | イ介して | ウ推定し |
| 3. ア不法行為 | イ介することなく | ウ推定し |
| 4. ア不法行為 | イ介して | ウみなし |

(47) 金融商品取引業者等が、内閣府令の定める一定の事故によって、顧客に損害を与えた場合は、例外的に損失補てん等が認められる。この場合の事故とは、顧客の注文の執行において、(ア)により事務処理を誤ること等が挙げられる。金融商品取引業者等は、原則として当該損失補てん等の手続において、事故の確認の申請のために申請書および添付書類を(イ)に提出し、(ウ)が得られた後で、顧客に対して損失補てんを行わなければならない。

- | | | |
|--------|---------|------|
| 1. ア過失 | イ都道府県知事 | ウ確認 |
| 2. ア故意 | イ都道府県知事 | ウ受領書 |
| 3. ア過失 | イ財務局長 | ウ確認 |
| 4. ア故意 | イ財務局長 | ウ受領書 |

(48) 金融商品販売業者等が金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の(ア)が行われるまでの間に、顧客に対し、金融商品販売法に掲げられた(イ)を説明しなければならない。(イ)とは、金融商品について元本欠損や当初元本を上回る損失が生じるおそれがある場合にはその旨およびその原因となる指標や事由、(ウ)のうち重要な部分、金融商品に関する権利行使期間の制限または解約期間の制限がある場合にはその旨、の2つに大別することができる。

- | | | |
|--------|-------|---------------------|
| 1. ア販売 | イ重要事項 | ウ当該金融商品の販売に係る取引の仕組み |
| 2. ア勧誘 | イ重要事項 | ウ当該金融商品販売業者等の業務 |
| 3. ア販売 | イ法定事項 | ウ当該金融商品販売業者等の業務 |
| 4. ア勧誘 | イ法定事項 | ウ当該金融商品の販売に係る取引の仕組み |

(49) 金融商品取引法は、金融商品取引業者等に対して、業務に関して取得した個人の顧客に関する情報の適正な取扱いについて、顧客情報の安全管理、(ア)および当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の(イ)について、当該情報の漏えい、滅失、または、毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況に該当することのないように業務を行うことや、顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、(ウ)または犯罪経歴についての情報、その他業務上知り得た公表されていない(エ)情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないための措置等を講じるよう求めている。

- | | | | |
|------------|------|----------|---------|
| 1. ア従業者の監督 | イ 監督 | ウ 借入金の状況 | エ いったいの |
| 2. ア漏えいの防止 | イ 責任 | ウ 借入金の状況 | エ いったいの |
| 3. ア従業者の監督 | イ 監督 | ウ 保健医療 | エ 特別の |
| 4. ア漏えいの防止 | イ 責任 | ウ 保健医療 | エ 特別の |

(50) 「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル(金融検査マニュアル)」では、苦情対応よりも(ア)概念として、「顧客サポート等」という概念が設けられた。取締役会等は、顧客サポート等管理に関する取決めを明確に定めた内部規定を策定させ、顧客サポート等に係る情報を集約し、相談・苦情等に対する内容や対応状況を一元的に管理する責任者として(イ)を設置しなければならない。(イ)は、相談窓口を充実させるとともに、顧客サポート等を適切に行う体制を整備し、取締役会や(ウ)等に必要な情報を報告しなければならない。

- | | | |
|--------|------------------|--------|
| 1. ア狭い | イ コンプライアンス・オフィサー | ウ 監査役 |
| 2. ア広い | イ コンプライアンス・オフィサー | ウ 株主総会 |
| 3. ア狭い | イ 顧客サポート等管理責任者 | ウ 株主総会 |
| 4. ア広い | イ 顧客サポート等管理責任者 | ウ 監査役 |